

規範

1 義務付け訴訟は将来行われるべき処分を対象とするため、「一定の処分」（37条の2第1項）とは、裁判所の判断が可能な程度に特定されていなければならない。

2 「法律上の利益を有する者」（37条の2第3項）とは、当該処分がされないことにより、自己の権利もしくは法律上保護される利益を侵害されるか、または必然的に侵害されるおそれのある者をいう。法律上保護される利益は、法が不特定多数の利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解されるものに限られる。処分の名宛人以外の原告適格は37条の2第4項が準用する9条2項にしたがって判断する。

3 「重大な損害を生ずるおそれ」（37条の2第1項）とは、救済の必要性が高い者に限り提訴を認めるという趣旨であり、37条の2第2項にしたがって判断する。

4 「損害を避けるため他に適切な方法がないとき」（37条の2第1項）とは、個別法で損害を割ける方法が法定されていない場合である。

Point

- 「当該処分がされない」であることに留意
- 原告適格と「重大な損害」は検討要素が重なるので、「前述のとおり、周辺住民に健康被害が生じるおそれがあるから、重大な損害は認められる」といったように簡潔に論じた方がよい。

過去問（司法）：H26, H29

過去問（予備）：